

A. この目的に当てはまるケース

第二次世界大戦前又は戦中にフィリピンに渡航した日本人の子で、終戦時にフィリピンに滞在していた者（日系2世）の子孫及びそれらの配偶者が対象となります。

B. 提出書類（在留資格認定証明書を所持する場合）

※ 各種提出書類の詳細は、当館 HP の「各種提出書類の補足説明」をご参照下さい。

① フィリピン共和国パスポート

（注1） ラミネートが剥がれているもの、署名のされていないもの、余白が2ページ以上ないものは受付できません。

（注2） 在セブ・ダバオ領事事務所で申請する場合は、写しを併せて提出して下さい。

② 査証（ビザ）申請書

（注） 大使館ホームページ、大使館入口、代理申請機関で入手できます。

③ 申請用写真1枚（4.5 cm×4.5 cm、上半身無帽、背景白）

（注） 申請書の所定の欄に糊づけしてください。

④ 1世又は2世の戸籍謄本

⑤ 出生証明書

（注1） 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の出生証明書を一緒に提出して下さい。

（注2） 出生届が遅延登録の方は別途「洗礼証明書」、「学校成績表（小学校又は高校、フォーム137）」、「卒業アルバム（提出可能な方）」を一緒に提出して下さい。

（注3） 国家統計局（PSA）に記録が無い場合は、市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の無登録の証明書を一緒に提出して下さい。

⑥ 婚姻証明書

（注1） 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の婚姻証明書を一緒に提出して下さい。

（注2） 婚姻記録が PSA に無い場合は、市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書を提出してください。

（注3） ⑤及び⑥は PSA 本部又は「Serbilis Outlet Center」で取得してください。いずれも発行から1年以内のものに限ります。

⑦ ファミリー・ツリー（家系図）

（注1） 生死を問わず、1世から現在までの子孫全員を記載して下さい。

（注2） 在フィリピン日本大使館所定の様式を用いて提出して下さい。

⑧ 新旧の家族写真

（注） 切り貼り不可。親、兄弟姉妹、子等の親族と一緒に写っている写真を提出して下さい。

⑨ 挙式時の写真

（注） 婚姻していない場合は不要です。

⑩ 在留資格認定証明書原本及び写し各1部

C. 提出書類（在留資格認定証明書を所持しない場合）

※ 各種提出書類の詳細は、当館 HP の「各種提出書類の補足説明」をご参照下さい。

① 査証（ビザ）申請書

（注） 大使館ホームページ、大使館入口、代理申請機関で入手できます。

② 申請用写真 1 枚（4.5 cm×4.5 cm、上半身無帽、背景白）

（注） 申請書の所定の欄に糊づけしてください。

③ フィリピン共和国パスポートの写し

④ 1 世又は 2 世の戸籍謄本

⑤ 出生証明書

（注 1） 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の出生証明書を一緒に提出して下さい。

（注 2） 国家統計局（PSA）に記録が無い場合は、市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の無登録の証明書を一緒に提出して下さい。

⑥ 婚姻証明書

（注 1） 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の婚姻証明書を一緒に提出して下さい。

（注 2） 婚姻記録が PSA に無い場合は、市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書を提出してください。

（注 3） ⑤及び⑥は PSA 本部又は「Serbilis Outlet Center」で取得してください。いずれも発行から 1 年以内のものに限ります。

⑦ ファミリー・ツリー（家系図）

（注 1） 生死を問わず、1 世から現在までの子孫全員を記載して下さい。

（注 2） 在フィリピン日本大使館所定の様式を用いて提出して下さい。

⑧ 新旧の家族写真

（注） 切り貼り不可。親、兄弟姉妹、子等の親族と一緒に写っている写真を提出して下さい。

⑨ 挙式時の写真

（注） 婚姻していない場合は不要です。

⑩ 洗礼証明書

⑪ 学校成績表

⑫ フィリピン国家警察（PNP）発行の無犯罪証明書（PNP DI Clearance）

⑬ フィリピン国家捜査局（NBI）発行の無犯罪証明書（NBI Clearance）

⑭ 生計維持能力を証明する資料

（注） 本邦の企業との雇用契約書（雇用予定証明書）等を提出して下さい

〔申請者が本邦に在留している親族の扶養を受ける場合〕

⑮ 扶養者の住民票の写し

（注） 世帯全員分でかつ続柄欄が省略されていないものを提出して下さい。

⑯ 扶養者の在職証明書

⑰ 扶養者の所得（課税）証明書及び納税証明書

（注） いずれも発行の日から 3 か月以内のものを提出して下さい。ただし、総所得金額が記載されている場合に限り納税証明書のみで結構です。

⑱ 身元保証書

D. 提出書類（在留資格認定証明書を所持しない場合で、かつ、申請人と同じ日系 2 世の家系から過去に誰も査証が発給されていない場合）

上記 C の書類に加えて、下記の書類を提出して下さい。

※ 各種提出書類の詳細は、当館 HP の「各種提出書類の補足説明」をご参照下さい。

① 1 世及び 2 世に関する経歴陳述書及び経歴陳述書の日本語訳文

（注） 日本語訳文を必ず添付して下さい。

② 1 世の配偶者の出生証明書

③ 2 世の出生証明書

④ 2 世の配偶者の出生証明書

〔出生証明書の提出に関して〕

（注 1） 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の出生証明書を一緒に提出して下さい。

（注 2） 国家統計局（PSA）に記録が無い場合は、市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の無登録の証明書を一緒に提出して下さい。

⑤ 1 世の婚姻証明書

⑥ 2 世の婚姻証明書

〔婚姻証明書の提出に関して〕

（注 1） 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の婚姻証明書を一緒に提出して下さい。

（注 2） 国家統計局（PSA）に記録が無い場合は、市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無登録の証明書を一緒に提出して下さい。

⑦ 死亡証明書（1 世又は 2 世が既に死亡している場合）

〔死亡証明書の提出に関して〕

（注 1） 文字がつぶれて読めない、又は、端が切れて情報が完全でない場合は、市町村役場発行の死亡証明書を一緒に提出して下さい。

（注 2） 国家統計局（PSA）に記録が無い場合は、市町村役場発行の死亡証明書と PSA 発行の無登録の証明書を一緒に提出して下さい。

（注 3） 上記②から⑦は、PSA 本部又は「Serbilis Outlet Center」で取得してください。いずれも発行から 1 年以内のものに限ります。

⑧ 1 世、2 世及びその子孫らの家族写真

（注） 切り貼り不可。兄弟姉妹、子等の親族と一緒に写っている写真を提出して下さい。

〔以下⑨～⑪については、可能な限り提出願います。なお、日系 2 世が既に戸籍に登載されている場合は不要です〕

⑨ 1 世の渡比が確認できる書類

（注 1） 例：1 世の挙式時の写真、1 世の旅券等

（注 2） 1 世の戸籍にフィリピンに関する記載内容がある場合は不要です。

⑩ 日系残留 2 世の子孫と在日親族との関係を示す書類

（注） 例：在日親族（戦後帰国した 1 世又は 2 世の子孫、1 世の親族）との手紙、在日親族が渡比した際の写真等

⑪ その他、1 世とその子孫との関係を示す書類

E. 申請方法

● 代理申請

2007年7月30日以降、在留資格認定証明書を所持せず申請する場合は、すべて代理申請機関を通じて行っていただくことになっています。また、在留資格認定証明書を所持している場合であっても代理申請機関を通じて行うことは可能です。

受付時間：午前11時から午後0時（土、日及び休館日を除く平日）

● 個人による直接申請

在留資格認定証明書を所持している場合に限り、本人が直接査証申請をすることができます（代理人による申請は不可）。

（在フィリピン日本大使館）

受付時間：午後3時から午後4時（土、日及び休館日を除く平日）

（在セブ・ダバオ領事事務所）

受付時間：午前8時40分から午後0時30分（土、日及び休館日を除く平日）

F. その他の留意事項

- フィリピン残留日系人のための査証申請は、十分な時間的余裕をもって行って下さい。
- 申請時に在留資格認定証明書を所持しない場合（上記C又はDの場合）、申請書類一式は大きな茶封筒に入れて、封をせずに提出して下さい
- 提出書類の有効期間に関し、戸籍謄本については発行から6か月以内のもので受理します。
- 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。ただし、再発行が困難な重要な書類（1世の旅券、手紙等）については返却希望に応じます。返却を希望する場合は、原本とともに鮮明なコピーを添付していただき、その旨記載の上提出して下さい。
- 提出書類のうち、提出することができない書類、資料がある場合には、代わりに理由書を提出して下さい。
- 個々のケースによって、追加の書類提出を求められることがあります。この場合、追加資料提出の案内を受けてから3か月以内に提出がないときは、申請を中止とさせていただきます。
- 書類審査終了後、査証申請者に対して面接を実施する場合があります。面接の日時については、当館から代理申請機関又は申請人本人に連絡して日時を指定します。また、個々のケースによっては、申請人以外の者に対して面接を実施する場合がありますので、その際は、当館の指示に従って下さい。